

中新川広域行政事務組合

第9期 介護保険 事業計画

令和6年度 ▶ 令和8年度

概要版

高齢者自身の希望を最大限に尊重し

可能な限り居宅において

自立した日常生活を営むことができるよう支援します

令和6年3月

中新川広域行政事務組合

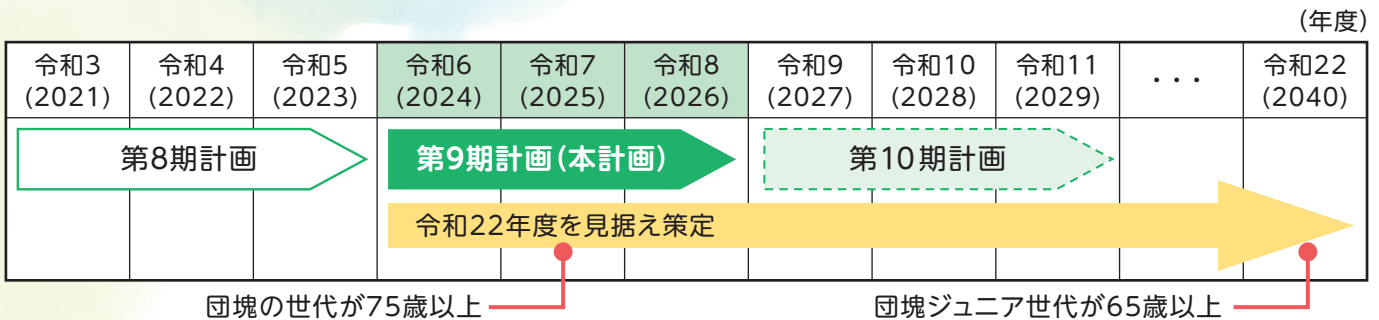
計画の位置づけ

本計画は、介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に基づき、市町村介護保険事業計画として策定するものです。国の施策の方向性を踏まえ、これまでの事業の見直しを行うとともに、新たな視点に立った、当組合における福祉・介護サービスの目標数値(サービス必要量の見込み)及びその実現を見据えた基本方針を明らかにし、介護保険施策を総合的に推進します。

計画の期間

介護保険事業計画は、介護保険法に基づき3年ごとに見直しを行うこととされており、本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

また、「団塊ジュニア世代」が高齢者となる令和22(2040)年を見据えた中長期的な施策を展開します。

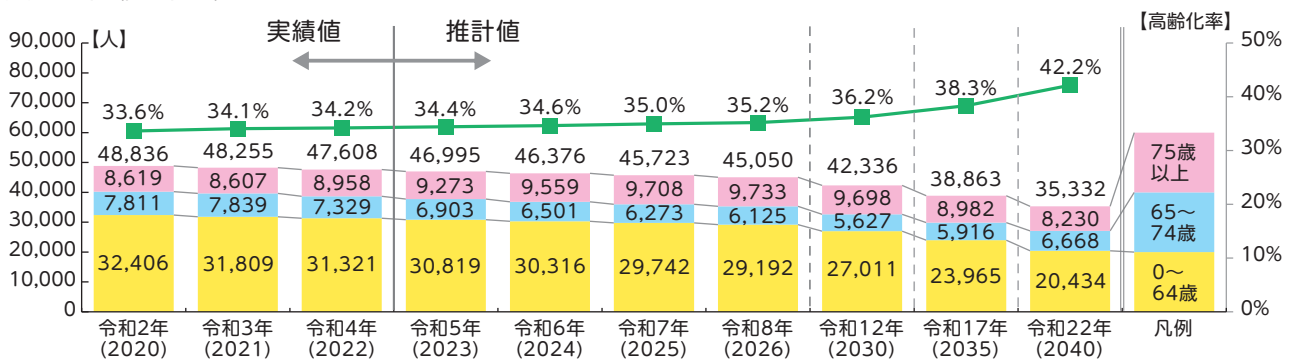


中新川広域管内の現状

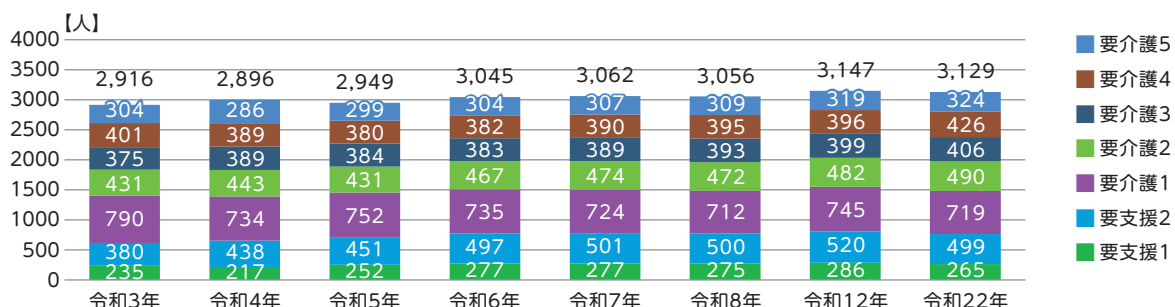
管内の人口の推移をみると、毎年人口減少が進んでおり、同時に高齢者人口もわずかですが減少に転じています。一方で後期高齢者人口は増加しています。今後の人口の推計をみると、前期高齢者は令和12年にかけて減少していきませんが、後期高齢者は令和8年にかけて増加していく見込みとなっています。

一方、要介護度別に要介護認定者数の推移をみると、総数では減少している年もありますが、令和12年ごろまでは、基本的に増加傾向で推移していく見込みとなっています。

■人口の推移と推計



■要介護度別認定者数の推移と推計



基本理念

高齢者自身の希望を最大限に尊重し、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

基本目標

基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・充実

基本目標2 介護予防・健康づくりの促進

基本目標3 介護保険サービスの適正化

施策の体系

基本目標 1 地域包括ケアシステムの深化・充実

1-1 地域包括支援センターの運営

- ①身近な地域包括支援センターの運営
- ②地域ケア会議の推進・活用

1-2 生活支援体制の充実

- ①生活支援サービスの整備
- ②協働体制の充実・強化

1-3 認知症施策の推進

- ①認知症に対する理解と啓発
- ②認知症予防の推進と早期発見支援
- ③認知症の人本人とその家族への支援

1-4 在宅医療・介護の連携強化

- ①在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- ②地域住民への普及啓発
- ③医療・介護関係者に関する情報共有の支援
- ④医療・介護関係者の研修
- ⑤医療・介護の切れ目ない提供体制の強化

1-5 地域で住み続けられる環境整備

- ①住み慣れた地域で生活するための支援
(単身、高齢世帯、経済困窮者、ヤングケアラー)
- ②高齢者虐待防止の一層の推進

1-6 介護人材の確保・育成

- ①介護従事者の働きやすい環境づくり
- ②介護現場の生産性向上に資する支援
- ③文書負担軽減に向けた取組

基本目標 2 介護予防・健康づくりの促進

2-1 介護予防の推進

- ①身近な地域における健康維持に対する支援
- ②介護予防・重度化防止の推進
- ③地域支援事業、保健福祉事業の実施

2-2 高齢者の活躍・推進

- ①高齢者の活躍支援
- ②サロン等集いの場への支援・展開

基本目標 3 介護保険サービスの適正化

3-1 介護サービス基盤の計画的な整備

- ①地域密着型サービス事業所の整備

3-2 介護保険事業の適正な運営

- ①介護保険財政の安定確保
- ②ケアプラン点検等による介護給付の適正化
- ③介護事業者の指定・指導・監督

介護保険サービス

居宅サービス

介護サービスは、「要介護1～5」と認定された方が利用できます。在宅でサービスを受けたい方は、居宅介護支援事業者を選んで連絡し、担当のケアマネジャーと利用するケアプランを作り、サービスを受けます。施設サービスを利用したい方は、介護保険施設に申し込んで契約します。

介護予防サービスは、「要支援1・2」と認定された方が利用できるサービスです。地域包括支援センター等のケアマネジャー等が本人の状況に応じたケアプランを作り、要介護状態になることを予防するためのサービスです。

訪問介護

介護福祉士等の訪問介護職員等が要介護者の居宅を訪問して、介護、家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の世話を行うサービスです。

訪問看護・介護予防訪問看護

主治医の指示に基づいて、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

かかりつけ医の指示により、病院や診療所、薬局等の医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が居宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行うサービスです。

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所に通い、心身の機能の維持回復や、日常生活の自立のために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や病院等に短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他の必要な医療や日常生活上の世話等を受けることができるサービスです。

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

日常生活上の自立を助ける福祉用具のうち、腰掛便座、入浴補助用具などについて、購入費を支給するものです。

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームなどが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

家庭において入浴が困難な方を対象に、巡回入浴車等で居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスです。

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

病院・診療所の理学療法士(PT)・作業療法士(OT)が居宅を訪問して、心身の機能の維持回復や、日常生活の自立のために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

通所介護(デイサービス)

通所介護施設で、日帰りで入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練等を行うサービスです。機能訓練を行うことで、利用者の心身機能の維持、家族の介護負担の軽減を図ります。

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護サービスやその他の日常生活の世話、機能訓練等を受けることができるサービスです。

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活上の自立の手助けのため、車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト(つり具の部分を除く)等の貸出を行うサービスです。

住宅改修費・介護予防住宅改修費

廊下やトイレ等への手すり取り付けや段差解消等の住宅改修、玄関から道路までのスロープや歩行路の舗装等について、20万円を上限に費用を支給するものです。

居宅介護支援・介護予防支援

ケアマネジャー等が、居宅サービスの種類や回数などに関する介護サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、提供するサービスを確保するために事業者等との連絡・調整を行うものです。

1月当たりの利用者の見込み

単位：人

介護サービス(要介護1～5)	年度			介護予防サービス(要支援1・2)	年度		
	R6	R7	R8		R6	R7	R8
訪問介護	444	446	444				
訪問入浴介護	27	28	28	介護予防訪問入浴介護	1	1	1
訪問看護	140	141	143	介護予防訪問看護	34	34	34
訪問リハビリテーション	64	63	64	介護予防訪問リハビリテーション	21	21	21
居宅療養管理指導	141	143	143	介護予防居宅療養管理指導	4	4	4
通所介護(デイサービス)	620	624	620				
通所リハビリテーション	181	181	180	介護予防通所リハビリテーション	72	72	72
短期入所生活介護	111	112	113	介護予防短期入所生活介護	1	1	1
短期入所療養介護	22	22	22	介護予防短期入所療養介護	1	1	1
福祉用具貸与	842	850	852	介護予防福祉用具貸与	441	443	443
特定福祉用具販売	11	11	11	特定介護予防福祉用具販売	5	5	5
住宅改修費	9	9	9	介護予防住宅改修費	8	8	8
特定施設入居者生活介護	10	10	10	介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0
居宅介護支援	1,204	1,211	1,208	介護予防支援	477	479	478

地域密着型サービス

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中、高齢者が要介護(要支援)状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活できるよう、要介護者(要支援者)の日常生活圏域内にサービス提供の拠点を確保するサービスです。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回訪問、または、随時通報を受け利用者の居宅を訪問介護員等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うとともに、看護師等による療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の利用者が日常生活上の世話、機能訓練等を受けるサービスです。

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の利用者が共同で生活できる場(住居施設)に入所し、入浴・排せつ・食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練等を受けるサービスです。

看護小規模多機能型居宅介護

「訪問看護」と「小規模多機能型居宅介護」を組み合わせたサービスで、「通い」、「泊まり」、「訪問介護」、「訪問看護」サービスを提供します。

地域密着型通所介護

利用定員18人以下の小規模なデイサービスセンターにおいて、食事、入浴、日常生活上の支援、機能訓練等の介護サービスを提供するサービスです。

小規模多機能型居宅介護

・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」「訪問」「泊まり」のサービスを柔軟に組み合わせ、1つの拠点で提供するサービスです。連続性のあるケアにより、利用者が住み慣れた地域で在宅生活を継続できるよう支援します。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うサービスです。

1月当たりの利用者の見込み

単位：人

介護サービス(要介護1~5)	年度			介護予防サービス(要支援1・2)	年度		
	R6	R7	R8		R6	R7	R8
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	4	4				
地域密着型通所介護	179	179	180				
認知症対応型通所介護	9	9	9	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	40	41	39	介護予防小規模多機能型居宅介護	1	1	1
認知症対応型共同生活介護	165	166	166	介護予防認知症対応型共同生活介護	1	1	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	38	38	38				
看護小規模多機能型居宅介護	4	4	4				

施設サービス

施設サービスは、要介護認定者に居住の場を提供するサービスです。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

在宅生活を続けることが困難な方に対して施設サービスの基準により行われる入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設です。

介護医療院

主として長期にわたり療養が必要な方に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を行うことを目的とする施設です。

介護老人保健施設

状態が安定している方が在宅復帰できるよう、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う施設です。

1月当たりの利用者の見込み

単位：人

介護サービス(要介護1~5)	年度			介護予防サービス(要支援1・2)	年度		
	R6	R7	R8		R6	R7	R8
介護老人福祉施設	291	291	291				
介護老人保健施設	211	211	211				
介護医療院	93	93	93				

地域支援事業・保健福祉事業について



区分		事業名	事業内容
地域支援事業	介護予防・生活支援サービス事業	①訪問型サービス	要支援者の居宅を訪問し、身体介護、掃除や洗濯等の日常生活支援を行うサービス
		②通所型サービス	要支援者等に対する機能訓練や集いの場等を提供するサービス
		③住民主体による生活支援や移動支援	有償・無償のボランティア等により提供される生活援助サービスや、移動支援及び移送前後の生活支援サービス
		④短期集中予防サービス	生活機能の向上等を目的に3か月を目安として、専門職による必要な相談や指導を訪問型・通所型で実施するサービス
	一般介護予防事業	①介護予防把握事業	地域の実情に応じて収集した情報等を活用し、支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる事業
		②介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を図る事業
		③地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を図る事業
		④一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証など一般介護予防事業の事業評価を行う事業
		⑤地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取り組みを強化するため、通所、訪問サービス、地域ケア会議等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する事業
	介護予防ケアマネジメント事業		要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行う事業
	包括的支援事業	総合相談支援業務	地域におけるネットワークの構築と高齢者の状況や生活実態、必要な支援を把握し、地域における各種必要なサービスへの適切な支援を行う業務
		権利擁護業務	日常生活自立支援事業、成年後見制度などを活用し、権利擁護を目的とする福祉サービス等の利用援助を行う業務
		包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	医療機関を含めた関係機関との連携体制の構築や地域のケアマネジャーと関係機関の連携支援を行う業務
		地域ケア会議推進事業	多職種による高齢者個人に対する支援や社会基盤の整備を図る地域ケア会議を推進する事業
		在宅医療・介護連携推進事業	切れ目のない医療及び介護の提供体制を構築するため、医療・介護の連携強化を図る事業
		認知症総合支援事業	認知症初期集中支援チームの活動支援、認知症ケアパスの普及、認知症サポーターの活動促進など認知症高齢者を支援する地域体制づくりを図る事業
		生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置など高齢者の生活支援体制の充実を図る事業
	任意事業	介護給付等費用適正化事業	利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付の適正化を図る事業
		家族介護支援事業	介護教室開催／認知症高齢者見守り事業／家族介護継続支援事業
		その他の事業	成年後見制度利用支援事業／認知症サポーター等養成事業／地域自立生活支援事業
保健福祉事業		介護予防事業及び家族等介護者支援事業等	

介護予防・日常生活支援総合事業の利用者数見込み

(単位：人)

サービス種別・項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護相当サービス	120	132	145
訪問型サービスA	19	21	23
通所介護相当サービス	329	362	398
通所型サービスA	1	1	1

介護サービスの基盤整備方針

1 介護保険施設等・在宅サービスの現状について

(1) 介護保険施設等の現状

当組合の管内における介護保険施設等の施設数及び定員は以下の通りです。

	施設数	定員
介護老人福祉施設(地域密着型を含む特別養護老人ホーム)	4	269
介護老人保健施設	2	200
介護医療院	0	0
認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム)	10	167
有料老人ホーム	2	38
介護付有料老人ホーム	0	0
住宅型有料老人ホーム	2	38
健康型有料老人ホーム	0	0
サービス付き高齢者向け住宅	7	152
介護付	0	0
一般	7	152
軽費老人ホーム	1	50

(2) 在宅サービス等の現状

当組合の管内における在宅サービス等の施設数は以下の通りです。

	施設数
訪問介護	12
訪問看護(サテライトを含む)	5
訪問リハビリテーション	3
通所介護	16
地域密着型通所介護	9
通所リハビリテーション	2
短期入所生活介護	6
短期入所療養介護	2
福祉用具貸与・特定福祉用具販売	2
認知症対応型通所介護	3
小規模多機能型居宅介護	2
居宅介護支援	20
地域包括支援センター	3

2 介護保険施設等・在宅サービスの確保について

認知症の人や高齢者は環境変化の影響を受けやすいことから、要介護状態等となっても可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、地域密着型サービスの基盤整備や在宅と施設の連携等、地域における継続的な支援体制の整備を図ることが重要です。

第9期においては、地域密着型の施設については現状維持とし、在宅サービスの充実を目指します。とりわけ管内に不足している医療ニーズに対応するための複合サービスの整備を推進します。また、整備にあたっては在宅における重度の要介護者や医療ニーズの高い中重度の要介護者を介護している家族等の就労継続・負担軽減を考慮し、様々な介護ニーズに柔軟に対応できるとともに、地域の実情に合った内容となるよう努めます。

【地域密着型サービスの整備状況と計画】(基本目標3より再掲)

	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	地域密着型通所介護
所管事業所数(令和6年3月末時点)	2	0	10	1	0	9
第9期計画	—	1	—	—	1	—

所得段階別の保険料



第9期における第1号被保険者の介護保険料については、所得に応じた負担を適切に求めるため、13段階の設定を行います。(介護保険料基準額 6,262円/月×12月×基準額に対する割合により算出)

所得段階	対 象	基準額に対する割合	年間保険料(円)
第1段階	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者で世帯全員が町村民税非課税の人 ③世帯全員が町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	公費軽減前 0.420	31,600
		↓	↓
第2段階	世帯全員が町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	公費軽減前 0.600	45,100
		↓	↓
第3段階	世帯全員が町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	公費軽減前 0.690	51,800
		↓	↓
第4段階	世帯の誰かに町村民税が課税されているが、本人が町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90	67,600
第5段階	世帯の誰かに町村民税が課税されているが、本人が町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00	75,100
第6段階	本人が町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.15	86,400
第7段階	本人が町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円から210万円未満の人	1.30	97,700
第8段階	本人が町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円から320万円未満の人	1.50	112,700
第9段階	本人が町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円から420万円未満の人	1.70	127,700
第10段階	本人が町村民税課税で、前年の合計所得金額が420万円から520万円未満の人	1.90	142,800
第11段階	本人が町村民税課税で、前年の合計所得金額が520万円から620万円未満の人	2.10	157,800
第12段階	本人が町村民税課税で、前年の合計所得金額が620万円から720万円未満の人	2.30	172,800
第13段階	本人が町村民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	2.40	180,300

中新川広域行政事務組合 第9期介護保険事業計画 概要版

発行年月：令和6年3月 発行：中新川広域行政事務組合 介護保険課

〒930-0288 富山県中新川郡舟橋村国重 242 番地

TEL 076-464-1316 FAX 076-463-3199

URL <https://www.union.nakaniikawa.toyama.jp/>